

平成29年9月26日

各 部 長 }
 } 様
各 課 長 }

総 合 政 策 部 長

平成30年度予算編成における留意事項について（通知）

平成30年度予算編成においては、10月に市長選挙を控えていることから、予算編成方針の決定を待たずに作業を開始することとなりますが、第5次鶴ヶ島市総合計画・後期基本計画、鶴ヶ島市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び実施計画策定に向けた平成30年度新規主要事業採択結果に基づき、下記の留意事項を踏まえて予算要求を行ってください。

記

1 本市の財政状況等

本市の財政状況については、歳入の根幹をなす市税が平成28年度決算では、4年連続で前年度を上回る増収となりました。また、総務省が公表した「平成30年度の地方財政の課題」においては、平成30年度の地方税収入を平成29年度と比べ0.3兆円、0.7%の増と見込んでいます。

しかし、国の「経済財政運営と改革の基本方針2015」では、「地方の一般財源総額について、平成30年度までにおいて、平成27年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。」とされており、市税収入の増加は地方交付税や臨時財政対策債の減少となり、地方譲与税や各種交付金を含めた一般財

源総額は現状程度に留まることが想定されます。このため、歳入の見通しは、引き続き厳しい状況を想定せざるを得ません。

一方、歳出については、高齢者の増加や子育て支援施策の充実により、引き続き、扶助費や補助金の伸びが見込まれるほか、後期高齢者医療、介護保険の各特別会計への繰出金などの社会保障費の伸びにより、一般財源負担の増加が避けられない状況です。また、平成31年度の事業完了を目指す一本松、若葉駅西口の土地区画整理事業や一本松地区地区計画住環境整備事業等の都市基盤整備に加え、農業大学校跡地周辺の道路整備等も同時に進めなければならないことから、一般財源負担の増加が見込まれています。さらに、一部事務組合への負担金についても、広域静苑組合の越生斎場建設事業や坂戸、鶴ヶ島下水道組合の南西部地区への鶴ヶ丘幹線整備事業などにより増加が見込まれ、厳しい一般財源総額の中でこれらの財源を捻出していく必要があります。

平成30年度予算概算要求に基づく収支見込では、大きな財源不足が生じている状況であり、予算要求にあたっては、すべての事務事業の必要性、緊急性、事業効果を公費により負担することの是非について検討し、発想の転換による創意・工夫、部内調整の徹底等により予算要求を行ってください。

特に、市の単独事業については、制度そのものの継続の合理性等を必ず整理のうえ、必要性の精査と検証を行うこととします。

なお、各部課の歳出予算の要求額の上限（枠配分額）は、別途指示する額とするので、この額を厳守の上、各部で事業の優先順位を検討し、要求を行ってください。

2 編成作業の基本事項

(1) これまでの検討を活かすこと（通年予算）

事業内容の検討にあたっては、全ての事業において、各施策の現状と課題、通年予算として所管で進めてきた検討事項、経営会議、各課ヒアリング等での検討内容、通常業務の現状等を踏まえ、平成29年度の取組を平成30年度予算に着実に反映させ、最も効率的かつ効果的な手法を検討し、真に必要な予算を要求すること。

(2) 前例踏襲による安易な予算要求は慎むこと

前例踏襲という固定観念から脱却し、全事業についてゼロベースの視点で見直すこと。現在本市が置かれている状況、今日の社会情勢、市民ニーズの変化等を的確に捉え、市民生活に真に必要な事業か、実績面、有効性、公平性、効率性、代替可能性など多面的な視点から、経費の縮減に努めることはもちろん、事業の休廃止やスローダウン、執行体制の見直しなど、積極的かつ大胆な見直しを行うこと。

また、近隣自治体での実施水準を比較し、その水準以上のものは同水準となるよう見直すこと。

(3) 経常的経費の抑制と定員管理の適正化

平成28年度決算における市の経常収支比率は93.8%となり、前年度から2.1ポイントの悪化となっている。財政状況が硬直する中、高齢化の進行に伴う扶助費をはじめとする社会保障関連経費の伸びに対応しなければならず、そのためには肥大化した経常的経費の削減が最重要課題となっている。

このため、指定管理や業務委託等、民営化が可能な事業は、費用対効果を見極め、民間活力活用の視点から、積極的に民間委託・民営化を行い、経常的経費の大きな部分を占める人件費の抑制に努めること。また、職員の再任用制度の活用や一般職非常勤職員等の雇用も含めた中で、定員管理の適正化を進めること。

(4) 補助制度の活用

国や県の補助・負担事業については、国等の平成29年度補正予算や平成30年度予算編成の動向に細心の注意を払い、制度等の改正に時宜を失することなく対応するとともに、国等の補助制度を積極的に活用すること。

特に、補助制度と類似する単独事業を実施している場合には、補助制度が活用できるよう事業の見直しを行うこと。

また、国庫補助事業に係る超過負担は、極力解消するよう努めるとともに、国・

県の負担すべき経費を市が負担することとならないよう注意すること。

3 部長による部内調整の強化

部長のマネジメント機能を最大限活かしつつ、緊急性や費用対効果を十分に精査し優先順位を決め、別途指示する配分枠内での要求とすること。

このため、新たな事業、拡充する事業を実施する場合には、事業の見直しによって確保される財源をもって実施する等、各部が主体的かつ責任を持って事業の見直しを実施すること。

4 個別留意事項

(1) 総括的事項

ア 総合計画に掲げる市の将来像の実現に向けて、一時的に費用負担が生じても、結果として投資を超える本市の魅力の向上や政策効果の発現につながるような事務事業、改善については、積極的に取り組むこと。

イ 子育て世代の定住促進、自主財源の確保及び地域経済の活性化、扶助費の抑制につながる健康の維持・増進に関する事業については、積極的に実施すること。

ウ 「実施計画策定に向けた「平成30年度新規主要事業」採択結果」（別紙）により採択された事業についても、さらに事業費を精査し、一般財源の縮減に努めること。

エ 事務事業全般において、行政の責任領域を改めて見直すとともに、事業評価等によるコストを意識し、従来の慣行にとらわれることなく、事務事業の必要性や効果等を十分検証すること。

オ スクラップアンドビルドの原則の下、市民ニーズを踏まえた新規事業の提案、予算要求に努めること。

カ 他課や他団体と関連する部分等があるものについては、予算要求時まで十分に調整し、整合性及び効率化を図った上で要求すること。

キ 市議会及び監査委員から指摘のあった事項については、客観的な公益上の必

要性について総合的な判断をした上で適切に対応すること。

ク 平成28年度決算の状況や平成29年度予算の執行状況等を十分に分析し、不用額の縮減に取り組むこと。

(2) 行政改革への取組

硬直した財政状況を改善して、事業に必要な費用や人員などの行政資源を捻出していくことが、市の将来像の実現に向けた最大の課題となっています。

このため、行政改革推進計画に定める行政改革実行プランに基づき、具体的な取組を予算編成に反映させること。

(3) 義務的経費の抑制

ア 義務的経費のうち、扶助費については、今後も増加が見込まれることから、法令等に係るもの以外は見直しの対象とし、特に市単独事業として上乗せ給付や助成を行っているものについては、廃止を含めた抜本的な見直しを行うこと。

イ 義務的経費のうち、人件費については、平成28年度決算で約39億円となり、歳出の約19%を占め、本市の財政硬直化の大きな要因となっています。このことから、人件費の削減を図るため、行政改革推進計画に基づき正規職員を削減していきます。

各課においては、これらの定員適正化の取組と併せて、適切な課業分担や業務改善による効率的な業務執行を徹底し、超過勤務の抑制と時間外勤務手当の削減に努めること。

(4) 福祉施策に対する予算措置

福祉施策に関する事業費は、少子高齢化の進展等に伴い、確実に増加が見込まれることから、財政硬直化の大きな要因となっています。

ア 国民健康保険・介護保険等の特別会計に計上を予定する事業も含め、全ての事業において見直しを行うこと。

イ 安易な自己負担額の軽減措置などにより、過度の財政負担を招くことがない

よう、常に受益者負担適正化の視点に立ち、適正水準の検討を行うこと。

(5) 滞納対策の強化

市税や保険料はもとより、保育料、学校給食費、入学準備金貸付金等の全ての債権について、法令、規則又は債権管理条例等に基づき、その管理を適切に実施し、市民から不公平感を抱かれることのないよう、未納者（滞納者）対策の強化に努め、収入の確保を図ること。

(6) 非常勤・再任用職員の適切な任用

一般職非常勤職員等については、人事課との協議を進める中で、真に必要とされる雇用形態・人数等について抜本的な見直しを行い、最少の人員及び時間に抑制して予算要求すること。

なお、正規職員数の減は事務事業の見直しにより対応することとし、一般職非常勤職員で補うことを想定しないこと。

また、退職地方公務員の雇用と年金受給開始を確実に連携するための再任用制度の効果的な活用を積極的に検討したうえで、正規職員については別に示す目標定員の中で要求を行うこと。

(7) 補助金及び交付金の適正化

ア 団体等の運営費、奨励的な補助金及び交付金については、時代・状況の変化を踏まえた必要性の十分な精査と検証を行い、法令に基づくものを除き終期を設定し、廃止を含めた抜本的見直しを行うこと。

また、一般補助から指定補助への見直しを行うこと。

なお、見直しにあたっては補助金交付団体との調整を徹底すること。

イ その他の補助金については、時代・状況の変化を踏まえ、民間との役割分担、費用対効果、補助率・補助限度額等、十分な精査と検証、徹底した見直しを行い、所期の目的を達成したもの、補助効果の薄いもの等については、積極的に廃止するか事業の終期を設定すること。

ウ 補助金の新設は原則として認めないこととするが、緊急な行政課題によりやむを得ず新設する場合には、経費負担のあり方、必要性、緊急性、効果等の面から十分に検証するとともに、必ず終期を設定すること。

(8) イベント及び関係団体の事業の見直し

イベント及び市が事務局を務める関係団体の事業については、職員の関わり方を含め、将来を見据えて、統合・廃止を積極的に検討すること。また、実施の目的を再度検証し、地域参加、企業参加などによる新たな開催方法の導入、経費負担について参加者負担等も取り入れるなど、行政主体から市民主体へと運営方法の転換を図り、職員負担を軽減すること。

(9) 特別会計の自立性・健全性の確保

国民健康保険特別会計をはじめとする特別会計については、一般会計との負担区分を明確にし、安易に一般会計からの繰出金に頼ることなく、特別会計設置の本来の趣旨に則り、特定財源の獲得、自主財源の確保、事業の一層の効率化及び健全経営の確保に努め、一般会計からの繰出金を最小限にとどめること。

(10) 一部事務組合負担金の適正化

一部事務組合の事業運営については、構成団体として事業の目的や必要性、民間委託とのコスト比較及び他の団体との比較検証を行い、安易な組合債の発行や構成市町からの負担金に依存することのないよう、他の構成団体と連携して組合財政の健全性の確保に努めること。